

総行公第8号
平成23年2月10日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う条例参考例
の送付について（通知）

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第61号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）の一部改正が、本年4月1日から施行されるところです。

つきましては、育児休業法一部改正の施行に伴い改正する必要がある職員の育児休業等に関する条例（案）（平成4年2月13日自治能第20号。以下「育児休業条例（案）」という。）は別添のとおりとなりますので、参考までに送付します。

条例等の改正に際しては、下記事項のほか、平成22年12月3日付け総務副大臣通知、同年12月15日付け事務連絡及び別途送付済みの人事院規則等の改正内容を踏まえ、適切に対処されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）に基づくものです。

記

育児休業条例(案)の改正内容について

(第2条：育児休業をすることができない職員)

- ・ 育児休業をすることができない職員として、①一般職の任期付職員の採用に関する条例(例)(平成14年6月14日付け総行公第47号)第4条第3項に相当する規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(第3号)及び②一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員(第4号)を追加
(注1) 本条に追加された職員は、今般の育児休業法改正前においては法律で育児休業をすることができない職員として規定されていた「非常勤職員」に含まれていたが、今回の法改正で「非常勤職員」に育児休業を認めることとしたことを受け、任用の状況に照らして育児休業をすることができない職員として条例に定めることとしたもの。
(注2) 非常勤職員に対する育児休業等の適用関係については、別紙「非常勤職員に対する育児休業、部分休業及び介護休暇の適用関係」を参照のこと。

(第2条の2：育児休業法第2条第1項の条例で定める日)(新設)

- ・ 非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日について、該当する事由に応じて①子の1歳到達日(第1号)、②子が1歳2か月に達する日(育児休業の期間は最長1年間)(第2号)又は③子が1歳6か月に達する日(第3号)と規定

(第2条の3：育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

- ・ 第2条の2の新設に伴う繰下げ

(第3条：育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

- ・ 再度の育児休業をすることができる特別の事情として、①第2条の2第3号に該当する場合に該当すること(第6号)及び②任期の末日まで育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新又は採用に伴い、引き続き育児休業をしようとする(第7号)を追加

(第19条：部分休業をすることができない職員)

- ・ 2号の追加に伴う規定の整理（1号）
- ・ 部分休業をすることができない職員として、一定の要件を満たす非常勤職員以外の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）（2号）を追加

(注) 2号に追加された職員は、今般の育児休業法改正前においては法律で部分休業をすることができない職員として規定されていた「非常勤職員」に含まれていたが、今回の法改正で「非常勤職員」に部分休業を認めることとしたことを受け、任用の状況に照らして部分休業をすることができない職員として条例に定めることとしたもの。

(第20条：部分休業の承認)

- ・ 非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）について部分休業をすることができることとしたことに伴う規定の整理（1項）
- ・ 3項に非常勤職員の部分休業の承認に関する規定を新設したことに伴う字句の整理等（2項）
- ・ 非常勤職員の部分休業の承認は、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の範囲内（最長2時間）で行うものとし、育児時間を取得している場合には、当該範囲内で、2時間から育児時間を減じた時間を超えない範囲内とすることを規定（3項）